

# 都道府県が裁定事務を行うことについて①

平成26年10月29日

## (1) 司法との関係

---

### (1)－1 地方自治体が裁定を行うことの法的論点

#### 論点

裁定制度は他の行政審判制度と比較して、より司法の領域に近い制度と考えられるが、地方自治体が裁定を行うことに法的な問題はないか。

#### ○ 過去の国会答弁

裁定制度を導入した際、責任裁定は民事上の損害賠償請求に関する判断を行うものであり、司法の領域に近い制度であることから、裁定が裁判所を拘束しないよう制度設計するとの考え方がとられている。

昭和47年5月17日参議院内閣委員会、公害対策及び環境保全特別委員会連合審査会会議録

○政府委員(小澤文雄君) 仰せのとおり、この裁定制度はその対象が民事上の損害賠償請求の存否、あるいはその原因関係、そういうことになりますので、本来司法分野で扱ったものであり、行政機関としては従来ほとんど取り扱わなかったものでございますけれども、しかし、御承知のように、現在の状況で公害がこれほど大きな国民的な問題になりまして、そしてそれが日本の行政組織の取り組まなければならない非常に大きな分野になりました。そうなってきますと、公害紛争自体が、これがやはり行政としても、そのまま全部裁判所におんぶしてしまっているといわれる性質のものでもございませんので、これはあえて民事紛争ではございますけれども、この限度までは行政としていいのではないかと。ただし、それをタッチするためには、行政として十分な独立性、それから公平の確保、そういうことを十分に考えて、そしていやすくも本来の司法機関が判断すべき事項をその前審たる行政機関の判断で曲げるようなことがあってはたいへんでございますから、そういうおそれの絶対にならないように、そしてまた、前審である行政機関たる委員会がなした判断が司法機関に対する救済を不当に途絶するようなことのないように、その辺については、立案の当初から法務省、それから最高裁判所とも緊密に協議を続けまして、そしていろいろ問題点がございましたが、この程度ならまず懸念される心配はなかろうということ立案したわけでございます。

## 昭和47年4月4日衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会会議録

- 小澤(文)政府委員 (略)もし不服がありますれば、三十日以内に通常の民事訴訟を司法裁判所に提起することになります。司法裁判所に三十日以内に損害賠償に関する民事訴訟を提起しますと、いまの裁定につきましては、先ほど申しました合意を擬制するという効力が発生する余地がなくなるわけでございますから、訴訟のほうに移行することになります。(以下略)
- 古寺委員 そうしますと、その裁定の効力というのは、何か裁判所にいつてから拘束するようなものをつくっておきませんか、全然意味がないことになるんじゃないでしょうか。
- 小澤(文)政府委員 いま申しましたような効力で、これでこれ以上の効力ということになりますと、あるいは裁定を、裁判所にいつてから裁判所がそれを取り消すことができないというようなことがあるいは考えられるかもしれないと思いますけれども、また事実立案の過程ではそういうことが可能かどうかということを一応検討したこともございますけれども、そこは現行憲法の体系下で、行政庁の判断が司法裁判を最終的に拘束するということは、これは憲法上許されないことでございますので、現在できている効力が憲法下ではでき得る限りのもの、そういうふうに考えております。

昭和47年3月23日衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会会議録

○政府委員(小澤文雄君) (略)裁判所が行政庁の処分、決定というものに対して、それに拘束される理由は全然ないのでございまして、(中略)特に裁定が裁判所を拘束するというようなことは、現在のところ、この法案には全然載っていないのでございます。そして、裁定に対する不服の訴訟というものもこの法案では、いわゆる抗告訴訟という行政訴訟の形ではなくて、通常の民事訴訟にしております。この点からいっても、裁判所は裁定に対しては全く白紙で臨むということになるかと思えます。もちろん裁定は十分の、その時点での国内のきわめて高度な知識の協力を得まして、できる限りの最善、最高の結論を出すことになると思えますので、結論が正しければ、これは裁判所で当然それを尊重されることとは思いますが、しかし法的に裁判所を拘束するというような考えは、こちらの中にはございませぬし、それから裁判所もそのときに、尊重するにしても非常にきびしい、厳格な視点からそれを再審査した上で同じ結論になるんじゃないかと、そういうことに思われますので、御心配のようなことはないかと思えます。

## ○ 準司法的機能の類型

地方自治体において、下記③(民事上の争訟を判定するための審判)の類型に該当する審判を行っている例はない。

### ① 原処分の再審査を目的とする審判

- ・ 公害等調整委員会が行う鉱業法等の法律の規定による不服の裁定(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律)
- ・ 中央労働委員会が都道府県労働委員会の処分に対して行う再審査(労働組合法)
- ・ 保険給付に関する処分に対して行う社会保険審査官の審査等(社会保険審査官及び社会保険審査会法)

### ② 法律または規則による規制の遵守を保証するための審判

- ・ 公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令(独占禁止法)
- ・ 都道府県労働委員会による不当労働行為の救済命令(労働組合法)

### ③ 民事上の争訟を判定するための審判

- ・ 地方鉱業協議会の行う鉱害賠償に関する裁定(石炭鉱害賠償等臨時措置法)
- ・ 公害等調整委員会による公害に係る責任裁定(公害紛争処理法)

(注)「準司法的行政機関の研究」(日本法律家協会編)第六章第五節の分類を参考とした。

## ○ 憲法との関係

自治体が司法を担うことについて、一部肯定的な見解もあるが、否定的な見解の方が通説である。

ただし、現在の裁定の法的効果を前提とすれば、憲法上の問題はないと解することもできるのではないか。

### ◎日本国憲法(抄)

第76条 すべての司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

3 略

### ◎裁判所法(抄)

第3条 裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

2 前項の規定は、行政機関が前審として審判することを妨げない。

3 略

## (1) 司法との関係

---

### (1)－2 権利救済に係る判断の統一性

#### 論点

都道府県が裁定を行うとした場合、都道府県により法的判断にバラツキが生じることも想定されるが、ある程度のバラツキは許容できるか。

#### ○ 過去の国会答弁①

過去の国会答弁においては、都道府県が裁定を行うことに否定的ではないが、先例等もなく、各審査会の判断に食い違いが生じかねないこと等の理由により、時期尚早としている。

## 昭和47年5月25日参議院内閣委員会会議録

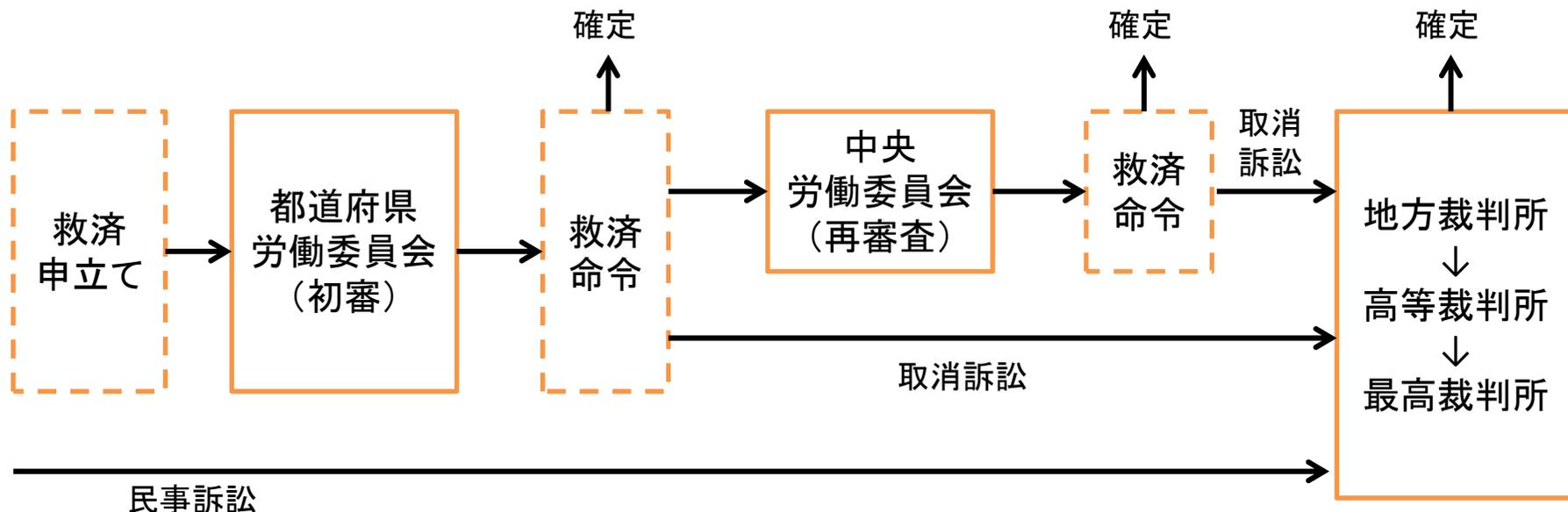
○国務大臣(山中貞則君) これは将来そういうことが考えられなければならない日もくるかと思えます。しかしさしあたりは、地方の公害審査会と中央の公害審査委員会とは上下の機構関係はございませんし、またおっしゃるように、都道府県によって審査会の設置のしかたにも異なるものがあります。能力等もおのずから違うわけではありますが、問題は、裁定をいたします際には、これはやはり同じ物質、同じ症状というものに対しては同じような斉一性のある裁定が下されなければならぬと考えます。これが一般の訴訟事犯でありますれば、それぞれの地方の裁判所において一審がありまして、それが最高裁まで、三審制と申しますか、そういう立場がとられておりますために、そういう斉合性というものは補てんされておりますけれども、この場合において出発当初から地方の都道府県公害審査会に裁定権を持たせますと、その能力の問題もさりながら、そのような初めての事柄でありますし、先例等もございませんから、裁定そのもののケースが一審、二審の形もとられませんし、したがって斉合性を欠いた形になるのは好ましくない。したがって将来、中央公害審査委員会に裁定が、どんどん事犯が発生して、それが処理をされていくことに従って、それらの判例とは申しませんが、処理例、先例というものが積み重なっていくことだと思えます。そして将来においてそれが一審、二審の形の機構上の問題と相まって、地方において、ローカルにおいてそのような裁定まで行なっても差しつかえのない環境というようなものが醸成されれば、十分に検討に値する御意見だと考えますので、そういうことは、とりあえずこのような形で出発いたしますが、将来の問題として検討は続けてまいります。

## ○ 過去の国会答弁②

都道府県によるバラツキへの対応として、労働委員会のように審級制を採用することも考えられるが、権利救済について簡易、迅速に判断するという制度の趣旨から、慎重に考えるべきではないか。

(参考)労働委員会の例

不当労働行為の審査に関して審級制を採用している。



## 昭和49年4月26日衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会会議録

○小澤(文)政府委員 (略)この裁定というのは新しい制度でございますし、しかも当事者の合意に前提を置かない、紛争について事実関係を調査し、それに現行の実体法を適用して、その適用の結果の判断を下す、そういう制度でございますから、全く法律を適用して、その結果を待たなしに下すというのでございますから、地方地方によって、もしその結論、判断というものに食い違いがあってはたいへんなことにもなります。しかし、現在のところ、かりに地方の審査会に裁定をしてもらうということになりますと、各審査会の判断の食い違いを直し、判断、法解釈を統一するという機能を行なうところがございません。

それで、その点を手当てするためには、たとえば現在各県で全く独立に置かれている公害審査会に対して、さらにその上級機関的な機能を公害等調整委員会が持つとか、何かそういうことを考えなければならないかと思えますけれども、それには、地方自治体プロパーの審査会との性格で、それがはたしてうまくいくかどうかということについては問題がございます。

その問題が一点と、それからもう一点は、もともと公害紛争処理の迅速な解決のために、その一環として裁定制度も考えられたものでございますが、その裁定を地方が行ない、それからさらに、行政機関としての上級審たる公害等調整委員会に提訴させて、それからさらに、それでもしいけなければ、また訴訟の問題になるということになりますと、救済機構が屋上屋を重ねるのではないかという問題もございます。しかしこれ、だからいけないというわけではありませんけれども、そういういろいろな問題がございますので、実は裁定の実績もそれを見て、そして慎重に考えなければならない問題ではないか、そういうふうに考えております。それで、現在のところは、都道府県公害審査会に裁定を行なわせる時期が熟しているとはまでは、まだ考えておられないわけでございます。

## ○ 裁定の性質

- 責任裁定はあくまでも当事者の合意を擬制するものであり、裁定の内容に不服がある場合は30日以内に民事訴訟を提起することができる。このため、行政処分と位置づけて行政訴訟で争わせる仕組みと比較して、厳密に判断の統一性を求める必要までではないのではないか。
- 責任裁定は民事上の紛争に関する損害賠償の判断であり、その性質上1件1件事案の内容も異なるため、事実認定や賠償額に幅が生じてくるものといえる。
- 原因裁定には法的効果がないため、厳密に判断の統一性を求める必要までではないのではないか。

## (2) 都道府県における体制整備(法的観点)

### (2)－1 独立性・中立性の確保

#### 論点

都道府県の組織として、現在は審査会方式または名簿方式の選択制となっているが、裁定を行うとした場合は、審査会方式を前提とすべきかどうか。

#### ○ 現状

公害審査会を設置するか否かについては、各都道府県がそれぞれの実態に即応して判断するものとし、公害審査会を設置しない場合は、申請に応じて調停等を行う委員候補者名簿を作成しておくものとしている。

#### ◎公害紛争処理法(抄)

第13条 都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。

第18条 審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者九人以上十五人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

## ○ 名簿方式を採用している県の一覧

岩手県 山梨県 長野県 和歌山県 鳥取県  
島根県 徳島県 香川県 愛媛県 長崎県

## ○ 独立性・中立性に関する過去の国会答弁

内閣総理大臣の所轄(旧総理府)に置くこと、職権行使の独立性、身分保障、国会同意人事であることなどが挙げられている。

昭和44年4月18日衆議院産業公害対策特別委員会会議録

○床次国務大臣 (略)したがってその任務を遂行するにあたって必要な事項は二つあると思いますが、一つは独立性、中立性を確保すること、それからなおその職務を執行するのに必要な権限を持つこととあります。第一の中立性と独立性を確保するための処置といたしましては、内閣総理大臣の所轄のもとに置きまして、委員長及び委員を設けておりますが、いずれも独立権限を持って行使することができるような立場になっている。なお委員に対しましては、身分の保障もある。任命につきましては国会の承認というような手続をとりまして、十分にその機関としての独立性と申しますか、中立性を確保して職権を行なわしむるようにいたしております。それからなお、第二といたしまして、その職務を行なうために必要な権限を与えておるわけですが、出頭命令権、立ち入り検査権等、調停、仲裁等を行なうのに必要な権限を与えておるのであります。(以下略)

## ○ 審査会方式と名簿方式の比較

公害等調整委員会	都道府県審査会方式	都道府県名簿方式
職権行使の独立性(設置法5条)	職権行使の独立性	職権行使の独立性
国会同意人事(設置法7条)	議会同意人事(法16条)	知事による委嘱(法18条)
委員の任期5年(設置法8条)	委員の任期3年(法16条)	候補者の期間1年(法18条)
身分保障(設置法9条) 委員会が心身の故障又は職務上の義務違反その他非行を認めたととき、内閣総理大臣は罷免(設置法10条)	身分保障(法16条) 都道府県知事が心身の故障又は職務上の義務違反その他非行を認めたととき、議会の同意を得て罷免可能(法16条)	—
政治活動の制限(設置法11条)	政治活動の制限(法17条)	—
委員長・常勤委員の営利企業等の従事制限(設置法11条)	—	—
規則制定権(設置法13条)	—	—

(注)設置法:公害等調整委員会設置法

法:公害紛争処理法

## (2) 都道府県における体制整備(法的観点)

### (2)-2 組織の法的位置づけ

#### 論点

都道府県公害審査会等は地方自治法上の附属機関と位置づけられているが、裁定を行うとした場合に、これを行政委員会に改組する必要があるかどうか。

#### ○ 現行組織の位置付け

地方自治法第202条の3に規定する執行機関(地方公共団体の長)の附属機関とされている。

(参考)

#### ◎ 行政委員会(地方自治法第180条の5)

政治的中立性や公平性が求められる分野や、慎重な手続を必要とする特定の分野に限って設置される。

例:教育委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、農業委員会など

#### ◎ 附属機関(地方自治法第202条の3)

執行機関からの要請により審議や調査を行い、意見を述べるなどの機関。法律設置のものと条例で任意に設置するものがある。

## ○ 公害等調整委員会が独立行政委員会とされた経緯

公害等調整委員会の前身である中央公害審査委員会が昭和45年に発足した当初は、国家行政組織法上の八条機関とされていた。

昭和44年4月14日参議院本会議会議録

○国務大臣(床次徳二君) 次の御質問は、公害紛争処理の機関、政府案といたしましては、中央公害審査委員会と称しておりますが、これを八条機関といたしておるのでありますが、これは三条機関とすべきではないかという御意見でございます(中略)その目的を達するために、委員会の独立性、中立性というものに対しまして、十分、総理大臣の所管のもとにおきましてこれを確保していく。委員長、委員等につきまして、独立に職権行使及び身分の保障の規定をいたしておるのであります。なお、その職務を執行するにあたりまして必要と認められますところの権限、すなわち出頭命令権あるいは立ち入り検査権等、調停、仲裁等を行なうに必要なものにつきましては十二分に措置を講じておるのでありまして、したがって、第八条の機関といたしましても、その所期の目的を十分に達し得るものでありまして(中略)なお、御意見のごとく、この機関に対しまして、いわゆる裁定的な行為をさせるということになりますと、これは三条機関のほうが適当であるというふうにも考えられますが、政府案におきましては、さようなところまでは進んでおらない。今日の調停、仲裁等が最も現在の紛争処理に対しましては適当であって、それから先の取り扱いに対しましては、むしろ、いわゆる裁判によることが適当であると考えておる次第であります。



昭和47年に裁定制度を導入した際に、国会の附帯決議も踏まえ、中央公害審査委員会と土地調整委員会が統合し、国家行政組織法上の三条委員会である現行組織となった。

昭和47年5月11日参議院内閣委員会会議録

○国務大臣(山中貞則君) かしながら、一方において、今回の公害等調整委員会にいたしますための中央公害審査委員会に裁定権を与えるべきである。これは四十五年の暮れにこの法律をつくりましたときに、附帯決議等において、国会の意思として私ども検討を命ぜられた課題である。また、今後の公害の裁定にあたっては、これは厳正中立な立場でさばっていくにあたって、裁定権を付与するとしても、八条機関ではやはり無理であろう。そこでこれを三条機関に昇格せしめて裁定権を与える。国会御意思、国民の期待に沿う機関とする必要がある。(以下略)

## ○ 地方自治法の該当条文

地方自治法第202条の3において、執行機関の附属機関は、調停、審査、審議又は調査等を行う機関とされている。

(参考)

### ◎地方自治法(抄)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

## ○ 都道府県行政委員会の事務局

都道府県の行政委員会のなかには、事務局を置くことが必須ではないものも存在する。ただし、裁定を行う場合に、事務職員がすべて環境部局との併任でよいかとの問題はある。

### 【法律で事務局の設置が義務づけられているもの】

教育委員会  
人事委員会  
公安委員会  
労働委員会

### 【事務局の設置が義務づけられてはいないもの】

選挙管理委員会  
収用委員会  
海区漁業調整委員会  
内水面漁場管理委員会

## ○ 国における三条委員会と八条機関の区別

国の場合、三条委員会でなければ裁定を行えないとする明確な基準があるわけではなく、特殊な業務を行う八条機関もある。このため、都道府県が裁定を行うためには必ず行政委員会とすべきとまでは言えないのではないか。

昭和45年3月20日衆議院産業公害対策特別委員会会議録

○石原説明員 (略)当委員会で御審議ないただいております中央公害審査委員会は、その第三条、第八条の機関の中の合議制の機関の問題として御審議を受けておることございますが、ただいま先生御指摘のとおり第三条の合議制機関というのは、いわゆる行政委員会でございます、これは一般的には公権力を国民に行使をするといったたぐいの機能を持ったもの、その他業務の質、量、そういったものを総合的に考えまして第三条の機関ということに位置づけしておるわけでございます。(中略)第三条の合議制機関は公権力を国民に対して直接行使するという点につきまして、一般的に第八条の合議制機関とその差異を持っておるというふうに申し上げていいのではないかと思います。ただ、第八条の合議制機関の中におきましても、たとえば社会保険審査会、労働保険審査会、さらには中央建設工事紛争審査会等のように全く裁決を行ないます第八条の合議制機関もあるのでございまして、一般論として先ほど申し上げましたような区別はできるわけでございますが、ここに至りますと非常に類似した形になっておるものもあるわけでございます。

## (参考) 電波監理審議会の例

電波法上の処分に対する異議申立てについて電波監理審議会(八条機関)は総務大臣の付議に応じて調査審議を行うが、行政審判手続を経て行われる同審議会の議決には強い拘束力があるとされている。

### ◎電波法(抄)

第83条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立ては、異議申立書正副二通を提出してしなければならない。

2 略

第85条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

第93条の4 電波監理審議会は、第九十三条の調書及び意見書に基き、事案についての決定案を議決しなければならない。

第94条 総務大臣は、第九十三条の四の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により異議申立てについての決定を行う。

2～3 略

第99条 第九十七条の訴については、電波監理審議会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 略

## (3) 都道府県における体制整備(人員・調査能力等)

---

### (3)－1 法曹資格者の配置

#### 論点

都道府県が裁定を行うに当たって、事務局職員に法曹資格者を配置する必要があるのではないか。

#### ○ 公害等調整委員会の現状

法律上、事務局には法曹資格者を加えることが義務付けられており、裁定手続においては裁定書の原案の検討に参画する等、その知見を活用している(公害等調整委員会設置法第19条)。

※ なお、裁定委員会は、少なくとも1人が法曹資格者でなければならない(公害紛争処理法第42条の2第3項)。



都道府県が裁定を行うに当たっても、法曹資格者の配置が必要ではないか。

○ 各都道府県の弁護士数には偏在が見られる。

都道府県	弁護士数	弁護士1人 当たり人口	都道府県	弁護士数	弁護士1人 当たり人口
1 東京都	15,679人	844人	47 鳥取県	64人	9,094人
2 大阪府	3,998人	2,215人	46 島根県	67人	10,552人
3 愛知県	1,615人	4,599人	45 秋田県	73人	14,562人

(出典:2013年版弁護士白書。東京都は3弁護士会の合計)

○ 地方公共団体では、顧問弁護士の活用等につき、弁護士を任期付職員として採用する動きも見られるが、その数は少ない。

- ・ 平成22年4月時点で顧問弁護士を採用する都道府県は38。この他、事件ごとに個別に相談しているケースや、「法律顧問」として置いている例等がある。
- ・ 平成25年6月時点で地方公共団体が採用している弁護士は31人おり、うち都道府県は3人(宮城県、神奈川県、山口県)。

(出典:2010年版・2013年版弁護士白書)

## (3) 都道府県における体制整備(人員・調査能力等)

### (3)－2 専門委員の活用

#### 論点

調査能力を確保するために専門委員の確保が必要ではないか。

- 過去5年間の公害等調整委員会における裁定事件の専門委員選任事件数・割合は以下のとおり。

年度	係属 事件数	専門委員 任命事件数	割合
21	39	18	46.2%
22	52	27	51.9%
23	61	31	50.8%
24	67	31	46.3%
25	70	37	52.9%

- 都道府県公害審査会等でも、専門家の知見を活用するために専門委員／専門調査員等を置くことができる旨規定している例がある。

例：東京都公害紛争処理条例(抄)

第4条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員三十人以内を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (3) 都道府県における体制整備(人員・調査能力等)

### (3)－3 調査予算

#### 論点

都道府県において、必要な調査予算が確保できるか。

#### ○ 公害等調整委員会の現状

公害等調整委員会では、毎年度予算において約3000万円程度の調査予算を確保しているところ。

#### ・ 調査費用の大まかな目安

- 騒音・振動等 ……100万円～200万円程度
- 大気汚染 ……約1000万円程度
- 土壌汚染・水質汚濁・地盤沈下 ……ボーリング調査等を行う場合、約500万円～

### (3) 都道府県における体制整備(人員・調査能力等)

---

#### (3)－4 公害等調整委員会による支援

##### 論点

都道府県において裁定を行うに当たって、公害等調整委員会の支援策はどのようなものが考えられるか。

(例)

- 裁定実務に当たる職員に対する研修
- 有識者(公害等調整委員会の専門委員やその経験者等)の紹介
- 都道府県では調査が困難な事件等に関する移送ルールの検討  
(次回議論いただく予定)

## (4) 手挙げ方式について

### 論点

地域により都道府県に裁定を申請する需要が少ないことも考えられることや、都道府県の意向を踏まえるべきことから、手挙げ方式を検討すべきではないか。

### ○ 手挙げ方式について

個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～（抄）

（平成26年6月24日 地方分権改革有識者会議）

#### ②「手挙げ方式」の導入

各地方公共団体の規模や能力は多様であり、直面する課題も異なることから、制度改革に当たっても、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に権限移譲を行う「手挙げ方式」を導入すべきである。

従来、権限移譲に当たっては、国と地方の役割分担の明確化の観点から、全国一律に行うことを基本としてきた。今後もこうした考え方を基本とすべきであるが、一方で、地域特性や事務処理体制等に大きな差があることから、全国一律の移譲では改革が進みにくいものもある。

このような場合、「手挙げ方式」の導入は、特に国から地方への権限移譲において、新たな突破口となり得る。また、「手挙げ方式」による実績が積み上がっていくことで、他の地域へも波及し、全体として行政サービスの向上につながることを期待される。

## ○ 手挙げ方式の具体例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第4次一括法 平成26年5月成立、平成27年4月施行)」により、これまで国の権限とされていた自家用有償旅客運送の登録等に関する事務・権限について、「手挙げ方式」により地方自治体に移譲することとされた。

(注)自家用有償旅客運送:過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する制度。

- ・ 政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長が行うこととすることができることとする。
- ・ 希望する市町村への移譲を基本とし、移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲する。